主 文 原判決を破棄する。 本件を大分地方裁判所に差戻す。

理 由

弁護人有富小一の控訴趣意は末尾添附の控訴趣意書のとおりである。 物話物音第一点について

控訴趣意第一点について、原判決の認定によれば、被告人は平素飲酒を好み、酩酊すれば常に他人に暴行する悪習癖があるものであるが昭和二十四年七月二十一日トラツクによる材木運搬に従事中、右悪習癖を認識しながら他人に対する暴行の未必的故意を以て、にお選問の飲酒量を超過して酒及び燒酎合計五合以上を飲み、且つ凸凹は消亡の出資の飲酒量を超過して酒及び燒酎合計五合以上を飲み、且つ凸凹は消亡、おり、一時間余揺られたため、同日午後二時一時間表揺しく、重篤な意識溷濁を生じて心神喪失の状態に陥分である。ところが、その状態の下で右習癖に基いて、同日午後、日中行ので、日本の状態に下では、一時頃に基の下でも習癖に基の下である。ところで、対二個所において、日本の大学に基因する脳半球の圧迫及び脳出血等のた〈要旨〉的翌二十二日午前八時頃死亡を合い、というのである。ところで、飲習によりのである。ところで、該行為でいる。ところで、「大学」というのである。ところで、「大学」というのである。ところで、「大学」というのである。ところで、「大学」というのである。ところで、「大学」というのである。ところで、「大学」というのである。ところで、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」といい、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」というに、「大学」

よつてその他の論旨に対する判断を略し、刑事訴訟法第三百九十七条第三百八十 二条第四百条本文に則つて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 谷本寛 判事 竹下利之右衛門 判事 吉田信孝)